

特定非営利活動法人 YNF 理事会規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 YNF の理事会の運営に関し必要な事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(理事会の構成と機能)

第2条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 理事会は、定款第32条に定める事項を議決する。

(開催)

第3条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会は毎事業年度4月、10月、2月のほか、代表理事が必要と認める時に開催する。

(2) 定款33条第2号により理事現存数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載する書面をもって召集の請求があったとき。

(3) 定款第15条5項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(招集)

第4条 定款34条により、理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事は定款第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、定款34条2項により、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 定款第34条3項により、理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議事)

第5条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 監事は理事会に出席して意見を述べるができるものとする。

(表決権等)

第6条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定によって表決した理事は、定款第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議事については、定款 38 条に基づき議事録を作成する。

(助言)

第 7 条 理事会はこの法人の運営につき必要と認めた場合、助言者・アドバイザーをおくことができる。

(改廃)

第 8 条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

付 則

この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 3 年 3 月 30 日理事会決議)